みんなで守ろう! 高齢者の人権

全国的に高齢化が急速に進む中、65歳以上の人口は全国で3,600万人を超え、高齢化率は29%と上昇を続けています。

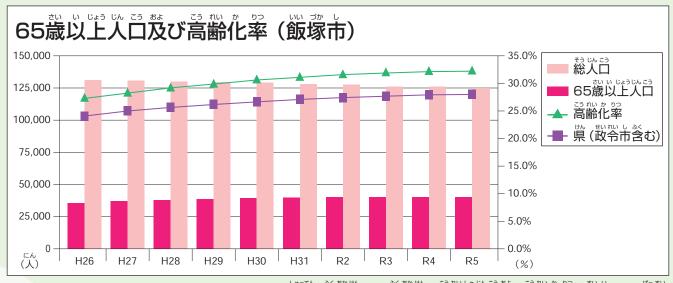
今後も続く超高齢社会の中で、高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、高齢者の人権問題について関心と理解を深めていきましょう。

*超高齢社会: 65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会

飯塚市における高齢化の現状

本市の高齢化率は、全国・福岡県に比べてやや高い水準にあり、2023 (令和5) 年4月現在、総人口125,159人に対して65歳以上の人口が40,000人を超え高齢化率は32.2%となっています。さらに「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025 (令和7) 年には、高齢化率は32.6%に達すると推定されています。

今後、本市の総人口は減少傾向が続き高齢化率は増加していく見込みです。



(出典) 福岡県HP「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移」より抜粋

高齢者への人権侵害

急速に進行する高齢化に伴い、高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭などにおける身体的・心理的虐待、高齢者の家族などによる無断の財産処分(経済的をきなど、高齢者の人権が侵害される事例が多発し、社会問題となっています。



その中でも高齢者の人権侵害が深刻な詐欺や虐待について、紹介します。



詐欺にあわないために知識を身につけよう

高齢者のなかには、健康や生活の不安を抱えている人も多く、身近に相談相手がいないなど 日々孤独を感じながら生活している人も少なくありません。そういった高齢者の心理を巧みに利用する詐欺が多発しています。

トラブルにあわないために、詐欺の事例や手口などの「情報」を集めて、詐欺から身を守りましょう。

よくある詐欺の手口を紹介します

オレオレ詐欺

親族、警察管、弁護士などを装い、親族が起こした事件・事故に対する宗談霊などを名首に金銭などをだまし取る手首です。

かくうりょうきん せいきゅうさ ぎ 架空料金請求詐欺

未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし釜銭などをだまし取る手口です。

預貯金詐欺

県や市区町村などの自治体や税務署の職員などを名乗り、医療費などの払戻しがあるからと、キャッシュカードの確認や取替の必要があるなどの口実で自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る手口です。

がからが きん さ ぎ **還付金詐欺**

市後所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税益などを選付する手続であるかのように装い、お盗をだまし取る詐欺。 ATMを操作させ、首直の首座から相手労の首座へ現金を振り込ませるなどの手口です。

ATM

キャッシュカード詐欺

警察管などと偽って電話をかけ「キャッシュカード (銀行 口座) が常能に利用されている」「預整を保護する手続をする」など、嘘の手続を説明した上で、キャッシュカードをすり替え 盗み取る手口です。



この他にも、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺などの手口がありますので、詐欺ではないかと、少しでも不審に感じたら、まず警察に電話しましょう!

いいづかけいさつ しょ 飯塚警察署

電話 (0948) 21-0110 または最寄りの派出所へ

「警察相談専用電話 #9110」

飯塚市消費生活センター

契約トラブルや商品の苦情など、消費生活に関する困りごと 電話 (0948) 22-0857 「消費者ホットライン 188」





知って防ごう高齢者への虐待

すべての人が安心して住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていけるよう、高齢者への虐待を防ぎましょう。

おい ざい てき ぎゃくたい 経済的虐待



必要な金銭を渡さない。 本人の年金や預貯金を勝手 に使う など

身体的虐待



虐待には 5つの種類が あります

心理的虐待



介護・世話の放棄・放任



食事を与えない・入浴を させない・オムツを交換し ない など

性的虐待



なぜ虐待は起きるのでしょうか?

からことで 介護者のみがすべてを背負い込み、疲れ、孤立しないよう手立てをとることが急務です。

- 高齢者の悲鳴が毎日聞こえる
- 不自然なけがが多い
- 介護者に疲れが見える など

SOSのサインを見過ごさずに!

虐待かな?と思ったら、
たいたがなったら、
たいたが、そうだが、
まずはご連絡・ご相談ください



認知症の人を支援するための取組

高齢化の進行とともに、認知症の人も増加しています。国の統計によると、我が国における認知症の人の数は2012 (平成24) 年で約462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人、2025 (令和7) 年には約5人に1人になると推計されています。

このような状況を踏まえ、本市では、認知症に対する普及啓 は、また。または、は、ないまりはない。 発及び認知症を支える地域づくりの一環として、「認知症サポーター」の養成や「介護予防教室」を地域のいきいきサロン (各自治会等) などで開催しています。

認知症サポーター養成講座を受講した人は、「認知症の人を支援します」という意思を示す目印の「認知症サポーターオレンジリング」をお渡ししています。



※認知症サポーター : 認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい自で見守る「応援者」のことです。

地域における見守り体制の充実で高齢者の孤立を防ごう

一人暮らしなどにより日常生活に不安を抱える高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域において日常的に見守りが行われることが大切です。

本市では、高齢者の見守り活動を、民生委員が中心となって福祉委員や地域関係者の協力を得ながら実施しています。

さらに、新聞配達をはじめとする宅配業者やライフライン事業者などの またが じぎょうしゃ きょうてい ちゅう たい とりょう たい とりょう たい とりょう に きょうしゃ きょうてい とりょう 民間事業者と協定を結び、それぞれの業務活動の中で高齢者を見守る取組を行っています。

このように、地域~事業者~社会福祉協議会などが相互に連携して支え まする。 まいき このように、地域~事業者~社会福祉協議会などが相互に連携して支え まる まいき ことによりてき ままま けいぞく ことが大切です。



高齢者の人権擁護の推進に向けて

本市でも、全国的な傾向と同様に、権利擁護関連の相談件数が増加しています。

このような問題に対応するため、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関が連携し、これらの権利擁護対策を進めていきます。 ※地域包括支援センター: 介護・医療・保健・微心などの利益から高齢者やその家族の包括的な支援を行うところ

このような問題にあらゆる方面から対応するため、本市では高齢者保健福祉計画を策定し、すべての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で生きがいを持ち、お互いに支え合いながら健康で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

